

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○挨拶

市民生活部長より開会のあいさつ

○委嘱状の交付

○諮問

市長からの諮問文を市民生活部長が代読

○自己紹介

各委員と事務局より自己紹介

市民生活部長については公務のため退席

○審議

事務局 それでは、審議に移ってまいります。当審議会の進行をしていただく会長と副会長の選出をお願いいたします。選出は本審議会規則により委員の互選によるものとなっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

ご意見がないようですので事務局より案を提示させていただいてもよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、会長に大阪芸術大学の石川様、副会長に藤井寺市人権のまちづくり協会の難波様をお願いしたいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは、会長を石川委員、副会長を難波委員をお願いいたします。それぞれの席への移動をお願いします。以降の進行は会長をお願いいたします。

<会長、副会長着席>

会長 それでは早速次第に沿って審議を進めていきます。まずは事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 <資料に基づき説明>

- ・資料1 人権行政基本方針&プランに基づく進捗状況
- ・資料2 人権を守る都市宣言
- ・資料3 藤井寺市人権を守るまちづくり条例
藤井寺市人権を守るまちづくり審議会規則
- ・資料4 藤井寺市人権行政基本方針&人権行政推進プラン
- ・資料5 藤井寺市人権行政推進本部設置要綱
- ・資料6 人権啓発事業、男女共同参画啓発事業、平和事業、人権研修、相談事業
- ・資料7 人権意識調査広域集計（単純集計）
- ・資料8 人権意識調査広域集計（クロス集計）
- ・資料9 人権に関する新たな法律の啓発資料
- ・当日資料 藤井寺市人権意識調査結果（単純集計）（クロス集計）

会長 ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見はありますか。

委員 人権意識調査の回答者の約半数が60歳以上の方となっています。また、昨年の人権啓発イベントには私も参加させていただきましたが、若年層の参加が少ない状況でした。幅広い参加が見込めるような方策が必要と感じます。

事務局 人権のまちづくり協会には、市内の様々な団体に参加いただいております。比較的若い層で構成されている団体としてPTA連絡協議会にも参加いただいております。今後はこのような現役世代や若年層で構成される団体への加入促進を行っていくことが必要であると考えております。また、人権啓発イベントにつきましては、子育て世代などの比較的若年層の皆さんが参加いただける土日に開催するなどの取り組みも行いましたが、参加者増には至っておりません。

委員 市民に人権について考えてもらうための取組みが、市として不十分ではないかと思えます。また、人権教育については小中学校の生徒に対して更に行っていくことが大切です。特に障害者に対する子ども達の心無い言葉や反応によって、悪気はなくても当事者が傷つく場面を数多く経験してきました。このような事を無くすためには、小さい頃から人権とは何かということ、しっかりと初等教育の段階から教育活動の中で取り組むべきです。そうやって学んだ生徒向けにアンケート調査を行うといった取り組みも有効ではないでしょうか。

事務局 学校現場では、人権教育に関するカリキュラムに基づき、様々な取り組みが行われております。また生徒との関わり方についても、昔のような講義形式の教育ではなく、生徒と一緒に考えながら、一人ひとりの個性を大切にした教育に変わってきていると伺っています。

委員 学校現場において、人権とは何かについて教えることができるのかが指導する側の問題です。小学校低学年の生徒にも理解できるような簡単な伝え方、例えば「みんなが幸せに生きていけるための生まれ持った権利である」と伝えていく取り組みにより、違いを受け入れることを教育することが大切であり、そのために教職員の方々には頑張ってくださいと思っています。

委員 ユネスコ憲章でも「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、心の中に平和の砦を築かなければならない」という文言があります。このことから、人権は頭で考えるとともに、人権意識を心の中に植え付けることが大切です。

委員 二点ほど日頃感じていることと質問があります。人権関連の事業に若年層の参加を促すためには、若年層自身に事業企画へ参画してもらった必要性を感じています。また、人権の国際的な共通基準である概念については、十分に共有されていないのが現状だと思います。モラルに置き換えて考えられていたりします。人権は人の権利であり、人は大切にされる存在であるということを担保するための法整備も必要であると感じますし、子ども達にこのようなことを教えるための良い教材も必要です。続いて質問ですが、これまでや現在の人権施策は、この人権行政基本方針やプランに基づいて行われているということですか。

事務局 そのとおりです。

委員 そうしますと、計画やプランが10年以上も前に策定されており、当時とは人権を取り巻く環境も変化しています。ヘイトスピーチに関連することについても言及がなく、是非改定しなければならないと思います。また、人権意識調査の結果については、どのように活用されるのでしょうか。

事務局 基本的には、どのような啓発事業が人権意識の高揚に有効なのか等、事業の効果検証に活用していきたいと考えております。大阪府人権協会や専門家の意見を伺いながら、同様の取り組みを行った近隣の市町村と共に分析を進めてまいります。

委員 この人権意識調査を活かすためには、差別は恥ずかしいものであると7割以上の方

が回答されていることを、教育の場で子どもに指導していくことが有効であると思います。

会長 藤井寺市で実施された人権意識調査のアンケート用紙を、次回の資料として提出していただきたいと思います。

委員 アンケート実施の手法について教えてください。それと人権啓発イベントにおいて手話通訳などの障害者への配慮や、一時保育が行われたのかについて教えてください。また、要望として性的マイノリティに関する子どもへの教育や、ハラスメント問題についても施策に反映し、取り組みを強化していただきたいと思います。さらに、人権相談の手法をお伺いしたいのと、開設の時間や曜日設定が相談者にとって利用しにくいのではと思いました。最後に提案として啓発イベントの周知をYouTube（You Tube）を介して行うのも良いと思います。

事務局 アンケート手法については全て紙ベースで実施いたしました。また手話通訳についてはこれまで事前申し込み制としておりましたが、今年度に本市で手話言語条例を制定しておりますので、人権啓発イベントでは手話通訳付きでの開催としております。一時保育につきましても、毎回5名程度を上限に実施しております。人権相談の手法については対面と電話によるもので、実績としては半々の割合です。

委員 土曜日に実施しているのは特色があると思います。相談者がインターネット上で相談事業を知り、電話相談に至った事例もありました。夜間相談も実施しましたが、相談実績はありませんでした。

事務局 夜間相談については定期的には実施しているわけではなく、単発で初めて行ったもので、今後も継続して行っていく必要があると考えております。

委員 教育に関する自身の経験からも、差別はいけないものだを教えていたと思います。教育については様々な当事者と出会うことにより、子どもの気づきを引き出す教育プログラムの策定や、教員の育成が大切だと思います。また啓発イベントの企画や実施にあたっては、若い力を活用することが必要だと思いますし、イオンや駅前のイベントスペースを活用することも有効かと思います。

委員 職員の研修について、フィールドワークなど更に対象者を拡充して欲しいと思います。あと、人権のまちづくり協会の構成団体のことですが、加盟対象となる企業数は何社ですか。

事務局 人権推進員を設置されている企業は約50～60社です。そのうち同協会に加盟いただいている企業は約半数以下となります。

委員 地区自治会は協会構成団体ではないのですか。

事務局 地区自治会には参加いただいておりますが、今後さらに輪を広げていきたいと考えております。

委員 人権擁護委員は人権教室や、人権の花運動、スマホケータイ人権教室など、学校において様々な人権啓発活動を行っており、それらに対するアンケートを見る限り子どもたちは人権の大切さは理解できていると思います。しかしながら、いじめは現実として起こっているという問題があります。人権教室では子どもたちの活発な意見交換もあり、継続して行っていくことが大切だと思います。

会長 本校で例年実施される人権特別講演では、今回、卒業生である義足ダンサーの方や落語家の桂福点さんを講師に迎えて行いました。話も解りやすく学生からも良い感想が寄せられました。若年層を取り込むには、啓発イベントに参加された若年層へアンケートを行い、どのようなテーマで開催を希望するのかについて聞かれるのも良いと思います。

委員 人権啓発事業に参加すれば人権意識は高まるが、それを継続していくことや、それぞれの生活において実践していくことが課題であり目的であると思います。

会長 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育」と「人権啓発」を分けて定義しており、高い人権意識に基づく生活の実践のためには、単発のイベントによる人権啓発だけではなく、人権を認めることを行動に移すスキルを身に付けることができる人権教育が大切です。そのあたりについて事務局はどのように整理されていますか。

事務局 資料にありますように、現在は人権啓発と人権教育が一緒になったような事業となっており、厳密な意味での人権教育活動にはなっていません。今後においては人権啓発事業だけではなく、啓発事業により人権について興味を持った方々が、年齢に関係なく人権についてより深く学ぶことができる機会を作っていくことが必要だと考えております。

委員 車いす使用者に対する誘導など、障害者への対応に抵抗があるという話をよく聞きます。それは経験がないことが理由です。少人数でも障害者に対する接遇を体験す

る機会を作っていけば、配慮に対して意識を持った市民が増えていくのではと思います。そうなれば、配慮しなければ恥ずかしいという意識も広まるのではないのでしょうか。

委員 最初は行動に移すのが難しくても、まずは意識が高まることが大切です。

委員 大きな啓発事業も有効でしょうが、ある問題に焦点を充てた専門的な事業も大切です。また、人権意識調査において多くの方が在日コリアンに特権があると考えている調査結果にショックを受けました。このような誤った情報や、現状の問題について考える機会を是非作ってほしいと思います。今後、外国人の労働人材拡充施策により外国人の人権問題はより重要となります。

事務局 多文化共生や国際理解について学ぶ機会が重要であると考えています。

副会長 基本方針・プランの中で、～しなければならないという文言が数多く出てきますが、人権は我々自身にあるもので、様々な権利を持っているという認識をまずは伝えること、特に教育現場で子どもたちに伝えることが大切です。人権課題の解決はもちろんのことですが、課題が無ければ人権を考える必要が無いという訳ではありません。まずは自分達に人権があるということを再認識する必要があります。

委員 藤井寺市ホームページにおいて人権問題を取り上げているページが深い所にあり、多くの画面展開をしないと閲覧することができません。もっと見やすくするために改善していただきたいです。

事務局 トップページから容易に人権情報にアクセスできるよう工夫してまいります。

会長 様々な意見をいただきましたが、そろそろ閉会の時間となりましたので、本日の審議はこれまでとします。それでは今後の審議会につきまして事務局より説明いただきます。

事務局 今後の審議会のスケジュールですが、今年度の審議会は今回のみとなります。来年度については3回を予定しており、1回目の開催時期については8月頃を予定しております。また、資料につきましてもご要望いただきたいと思います。会議録につきましては要点筆記方式でよろしいですか。

<異議なし>

会長 それでは本日の審議会は終了とします。

事務局 今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。